

新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／分配金再投資可能

設定・運用は

 新生インベストメント・マネジメント

*本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書
[交付目論見書]
2006.12

新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 分配金再投資可能

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は証券取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書（目論見書）により行なう「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月16日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月2日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。当該請求を行なわれた場合には、投資家自らが当該請求を行なった旨を記録しておくようにしてください。なお、当該投資信託説明書（交付目論見書）は、投資信託説明書（請求目論見書）を添付しております。
3. 「新生・UTIインドファンド」の、投資対象とする投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建て証券は為替リスクがあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に実質的に投資をするインド株式の価格変動は、先進諸国の株式の値動きに比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与え、損失を被ることがあります。したがって、元本は保証されておられません。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行するため、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の第一部【証券情報】(11)【振替機関に関する事項】に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

ファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

交付目論見書 目次

目論見書の概要	①
第一部 【証券情報】	1頁
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
第二部 【ファンド情報】	6頁
第1 【ファンドの状況】	6頁
1 【ファンドの性格】	6頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	
(2) 【ファンドの仕組み】	
2 【投資方針】	13頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	18頁
(1) 【ファンドのリスクと留意点】	(2) 【投資リスクに対する管理体制】
4 【手数料等及び税金】	22頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	25頁
6 【手続等の概要】	25頁
(1) 【申込（販売）手続等】	(2) 【換金（解約）手続等】
7 【管理及び運営の概要】	29頁
(1) 【資産管理等の概要】	(2) 【受益者の権利等】
第2 【財務ハイライト情報】	34頁
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	35頁
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	37頁
信託約款	38頁
信託用語集	54頁

目論見書の概要

新生・UTIインドファンド

目論見書の概要は、後ページに掲載の「目論見書(交付目論見書)」記載内容を要約したものです。

お申し込みの際には、掲載の「目論見書(交付目論見書)」記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容を十分にご理解いただいた上で、お申し込みください。

ファンドの目的及び基本的性格について	
商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ/ 分配金再投資可能
ファンドの目的	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	<p>投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。</p> <p>モーリシャス籍の円建て外国投資法人 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券</p> <p>証券投資信託 「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。</p> <p>株式への直接投資は行ないません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>

主なリスク	<p>投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、<u>元本は保証されておりません。</u></p> <p>(a)カントリーリスク (b)組入株式の価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク (c)為替変動リスク</p>
信託期間	<p>無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。</p>
決算日	<p>原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。</p>
収益分配	<p>毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対し年率1.197%(税抜1.14%)を乗じて得た金額とします。 信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および信託終了のときに、信託財産から支払います。 なお、上記信託報酬の他、投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券では信託報酬、カस्टディ手数料・管理報酬等(年率0.80%)がかかります。また外国投資法人の設立時に弁護士費用が最大US\$80,000がかかりますが、この費用については当初5年間で償却いたします。更に監査報酬、法定費用、当該ファンドで行った有価証券売買時の売買委託手数料等もファンドから支弁いたします。(これらに限定されるものではありません)なお、申込手数料はかかりません。 また、証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」では信託報酬のご負担はありません。</p>
その他の手数料等	<p>信託財産に関する諸経費、諸費用(年率上限0.1%)およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。 詳しくは交付目論見書第二部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】4【手数料等及び税金】(22頁)をご参照ください。</p>

* 当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

営業日の午前9時～午後5時(年末年始の半休日となる場合 9:00～12:00)

取得申し込み手続きについて	
申込方法	<p>販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。</p> <p>収益分配金の受取方法によって</p> <p>「分配金再投資コース」</p> <p>「分配金受取りコース」の2通りがあります。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</p>
受付不可日	<p>継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得お申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込の受付を行いません。</p> <p>モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所休業日・ナショナル証券取引所の休業日</p>
受付場所	<p>販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。</p>
申込価額	<p>当初申込期間(平成18年12月4日から平成18年12月26日まで)</p> <p>1口当たり1円とします。</p> <p>継続申込期間(平成18年12月27日から平成20年3月7日まで)</p> <p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p># 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
申込単位	<p>お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
申込手数料	<p>お申込手数料につきましては、3.675%(税抜3.50%)を上限として販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	<p>証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができます。</p>

換金(解約)手続きについて	
途中換金方法	販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金のお申込みが可能です。
受付時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所休業日・ナショナル証券取引所休業日
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。
換金単位	販売会社が定める単位を持って換金できます。 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%)を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
換金申込の受付の中止・既に受付けた換金申込の受付の取消	委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受け付けることができる日とします。)に解約の請求を受け付けたものとして取り扱います。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

新生・UTIインドファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。(以下「受益証券」といいます。)
- ・格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間(平成18年12月4日から平成18年12月26日まで)

2,000億円を上限とします。

継続申込期間(平成18年12月27日から平成20年3月7日まで)

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間(平成18年12月4日から平成18年12月26日まで)

1口当たり1円とします。

継続申込期間(平成18年12月27日から平成20年3月7日まで)

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・直近の基準価額につきましては、販売会社または新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」といいます。)の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

お申込手数料につきましては、3.675%(税抜3.50%)を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)にお申込手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の(4)の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

当初申込期間:平成18年12月4日から平成18年12月26日とします。

継続申込期間:平成18年12月27日から平成20年3月7日とします。

・平成20年3月8日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

(9)【払込期日】

当初申込期間(平成 18 年 12 月 4 日から平成 18 年 12 月 26 日まで)

- ・取得申込者は、お申込期間中にお申込金額を販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における発行価額の総額(設定総額)は、信託設定日(平成 18 年 12 月 27 日)に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、信託設定日(平成 18 年 12 月 27 日)に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

継続申込期間(平成 18 年 12 月 27 日から平成 20 年 3 月 7 日まで)

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行するため、振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社のファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行します。

その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

日本以外の国及び地域での当ファンドの募集は行ないません。

取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所休業日

インドのナショナル証券取引所休業日

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行するため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

- ・委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、ファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みま

す。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

- ・振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社などに当該申請の手続きを委任することができます。
- ・ファンドのすべての受益権は、投資信託振替制度へ移行するため、受益者は受益証券を保護預り契約にしたがって販売会社の保護預りとするものとし、受益証券の引出しの請求は行なわないものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

b. ファンドの基本的性格

追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズです。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

c. 信託金限度額

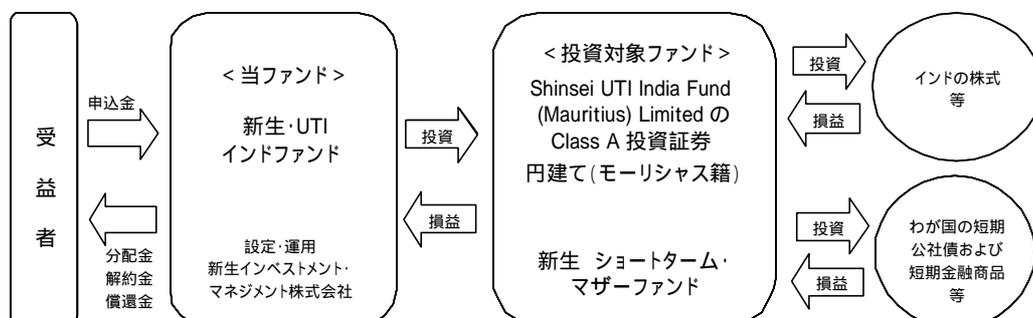
委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

d. ファンドの特色

1 当ファンドは、主として外国投資法人 Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

< ファンドの仕組み >



- ✓ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ✓ 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、新生インベストメント・マネジメントが運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行なわない場合があります。

投資対象ファンドの概要

(ア) Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券

ファンド名	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインド株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行ないます。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。ただし、直接投資に加えて、預託証券*を用いた投資も行なうことがあります。	
ファンドの関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI Asset Management Company Pvt. Limited
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	<p>1.主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。</p> <p>2.マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3.運用会社である UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited は、UTI Asset Management Company Pvt. Limited からの投資助言をもとに運用を行ないます。</p> <p>* 当ファンドは純資産総額の 10%を超えて借入を行いません。</p>	
手数料等	申込手数料	申込手数料はかかりません。
	運用報酬および管理報酬等	年率 0.8% (# 1)
決算日	毎年 3 月 31 日	

* 預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に証券取引所等で取引されます。

1. 4【手数料等及び税金】(3)【信託報酬等】(P 23)をご参照ください。

(イ) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託(マザーファンド)
運用の基本方針	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利益等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行ないません。 有価証券先物取引等を行なうことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行なうことができます。
設定日	2006年12月27日(水)
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行ないません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社



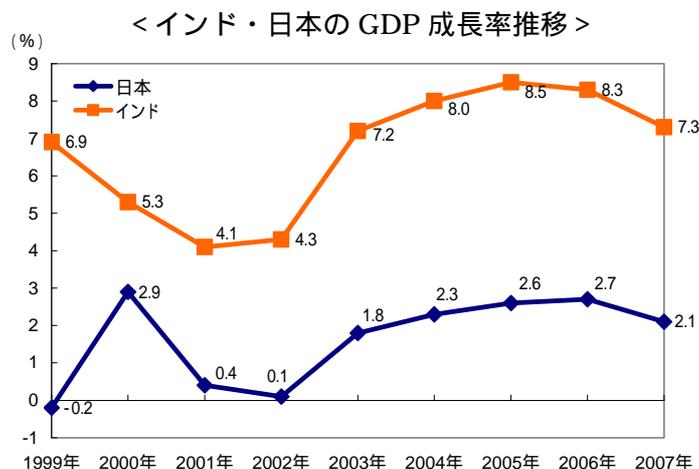
当ファンドの投資対象ファンドであるShinsei UTI India Fund (Mauritius) LimitedのClass A 投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する株式を実質的な投資対象とし、直接投資に加えて預託証書*を用いた投資等を行なうことにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

*企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証書は株式同様に証券取引所等で取引されています。

インドの概況

- ✓ インドの2005年人口は約11億人。中国に続いて世界第2位の人口大国です。
- ✓ 国土面積は日本の約9倍、3,287,590km²に及びます。
- ✓ 主要産業は綿花・石炭等の一次産業が主。近年の経済化により自動車産業やIT産業(IT:情報技術の略)も発展しています。
- ✓ 2005年の国内総生産は7,720億米ドル、GDP成長率は8.5%。

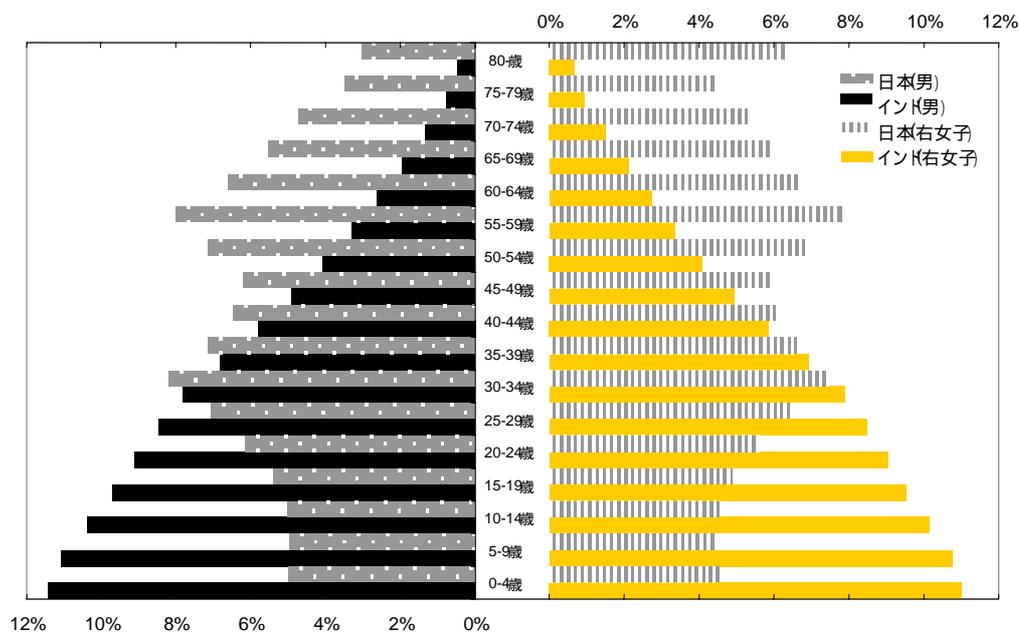
(出所:世界各国経済情報ファイル2006、IMF(国際通貨基金)2006年9月現在)



出所:IMF(国際通貨基金)2006年9月現在

- ✓ インドの 2005 年の GDP 成長率は 8.5%であり、2006 年 9 月に IMF (国際通貨基金) が発表した今後の新興アジア(中国、ASEAN 諸国等)の成長見通しの 8%を上回ります。IMF はその成長見通しを上回る主要国としてインド・中国を挙げています。

<インド・日本人口構成比率 (2005 年) >



出所: U.S.Census Bureau

- ✓ インドの 2005 年の人口は約 11 億人で中国に続いて世界第 2 位です。
- ✓ 今後、日本等の先進国は高齢化社会を迎え成長率の鈍化が懸念される一方、インドは経済成長の原動力となる労働世代(15 歳 ~ 64 歳)割合の増加が見込まれています。
- ✓ 労働世代の割合が高い国は、消費の活性化を伴い GDP 成長率を押し上げる役割を果たしていると言われています。

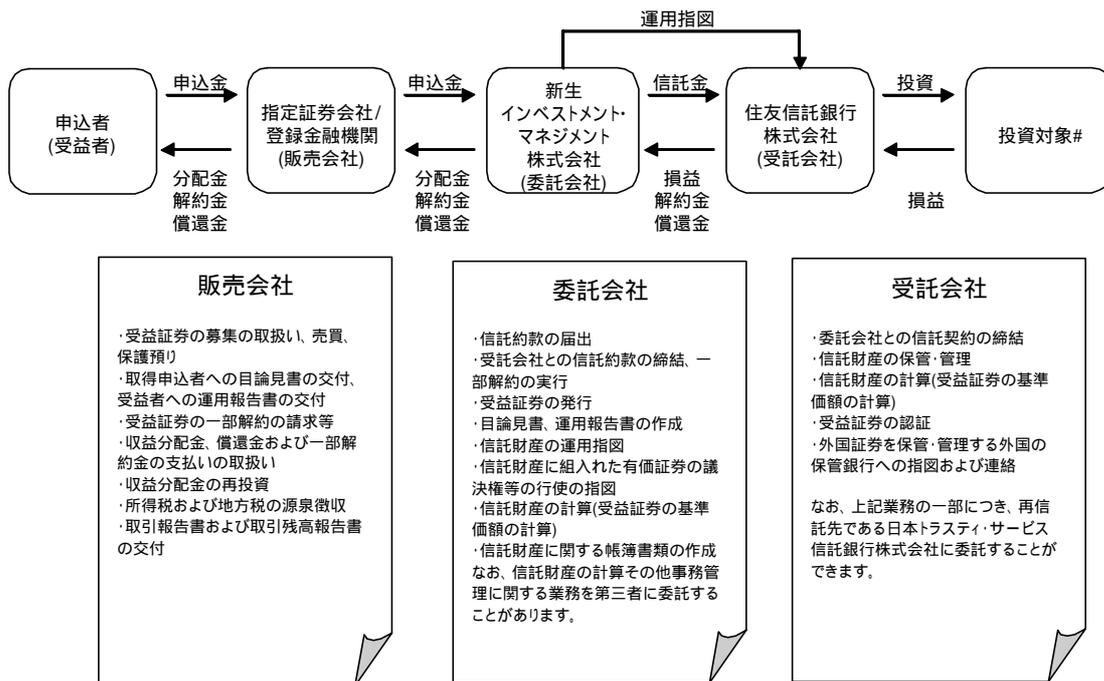
3

UTI グループによる運用。

- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A 投資証券は、インド国内最大級の運用会社である UTI グループが運用します。
- ✓ UTI グループは、1963 年にインドで最初に設立されるなど、40 年以上の歴史を持つインド国内最大級の投信会社です。
- ✓ UTI グループは、マクロ分析やセクター分析等を行なうトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行なっています。

(2)【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み



1. 当ファンドの損益は全て投資家である受益者に帰属します。
 2. 当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ形式で行ないます。
- # 当ファンドは主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

2. 委託会社等及び関係法人

ファンドの関係法人

a. 委託会社: 新生インベストメント・マネジメント株式会社

証券投資信託(以下「投資信託」といいます。)の委託者として、受託会社(以下「受託銀行」といいます。)と、当ファンドの設定日である平成18年12月27日に当ファンドの信託契約(以下「信託契約」といいます。)を締結します。

- (a) 信託約款の届出
- (b) 受託銀行との信託契約の締結、一部解約の実行
- (c) 受益証券の発行
- (d) 目論見書、運用報告書の作成
- (e) 信託財産の運用指図
- (f) 信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使の指図
- (g) 信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算)
- (h) 信託財産に関する帳簿書類の作成

なお、委託会社は、信託財産の計算その他当ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しません。

b. 受託会社: 住友信託銀行株式会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約に基づき、以下の業務を行いません。

- (a) 委託会社との信託契約の締結
- (b) 信託財産の保管・管理
- (c) 信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算)
- (d) 受益証券の認証
- (e) 外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指示および連絡

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

当ファンドの販売会社として、委託会社と証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書に基づき、以下の業務を行ないます。

- (a) 受益証券の募集の取扱い、売買、保護預り
- (b) 取得申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付
- (c) 受益証券の一部解約の請求等
- (d) 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い
- (e) 収益分配金の再投資(一般コースのみの取扱いの場合を除きます。)
- (f) 所得税および地方税の源泉徴収
- (g) 取引報告書および取引残高報告書等の交付

3. 委託会社等の概況

・資本金

委託会社の資本の額は金4億9,500万円です(平成18年10月末日現在)。

・沿革

委託会社は、新生銀行の全額出資により設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりです。

平成13年12月17日: 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立。

平成14年 2月13日: 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録。

平成15年 3月12日: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可。

・大株主の状況

(平成18年10月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」の Class A 投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

#なお、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) limited」は現在準備中です。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券については、見直しを行なうことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)

ニ. 金銭を信託する信託の受益権

ホ. 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資信託証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である新生 ショートターム・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券

2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、以下の取引を行なうことができます。

1. 外国為替取引

2. 資金の借入

(3)【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行なわれる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行ない、運用計画、投資ガイドライン、投資環境、運用成果等の分析および検討を行ないます。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行ないます。

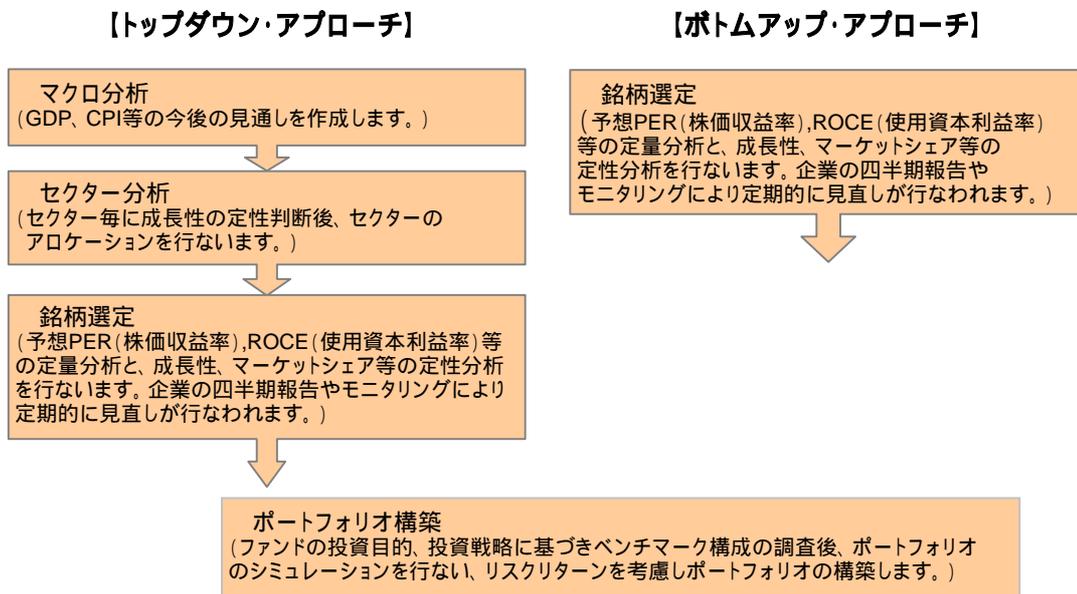
組 織	役 割・機 能
運用部	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンド及びその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析及び評価、運用リスク分析等を定期的に行ないます。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行ないます。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行ないます。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

UTI グループ
運用体制



投資プロセス



・UTIグループにおける投資の意思決定プロセスは、トップダウンとボトムアップを組み合わせたアプローチを採用しています。トップダウン・アプローチでは、リサーチ・チームによるインド経済を主としたマクロ分析と各セクターの成長性などを基にした

セクター分析を経て、セクターのアロケーションを決定します。一方、ボトムアップ・アプローチでは、銘柄リサーチ・チームが予想PERなどの定量分析およびマーケットシェアなどの定性分析から約250社の投資ユニバースを決定します。なお、この投資ユニバースは企業の四半期決算を基に定期的に見直されます。双方向のアプローチを基にファンドマネージャーはファンドの投資目的、投資戦略、投資リスクなどを勘案してポートフォリオの構築を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

a. 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

c. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

「分配金再投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「分配金受取りコース」

原則として決算日から起算して5営業日目から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとし、

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意事項

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。ファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

ファンドのリスク

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

(a) カントリーリスク

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通して、インドの株式に投資を行ないます。投資対象国であるインドなどのエマージング諸国は、先進諸国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があり、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

インド政府は自国経済を規制または保護監督する上で大きな影響力を行使することが考えられます。したがって、先進諸国の株式への投資に比較して、証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。その場合、基準価額にも大きな影響を及ぼします。また、インドの株式には、銘柄によりFII(外国人機関投資家)などに対する保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。一般に、エマージング諸国は、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資

規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、証券取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定されます。

(b)組入株式の価格変動リスク・信用リスク

当ファンドが投資を行なう株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、組入株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資元本を割り込むことがあります。

(c)組入株式の流動性リスク

インドなどのエマージング諸国の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模が小さく、証券取引量が少なく、流動性等に問題があります。市場環境によっては、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行なわれたり、流動性が極端に減少することも想定されます。

(d)為替変動リスク

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主にインドの株式を投資対象としていますが、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を直接受けます。特に、当ファンドの投資対象国であるインドの株価が上昇しても、当該通貨に対し円高となった場合、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

(e)投資対象投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国における税制変更のリスク

当ファンドが投資をする投資信託証券の設定地および当該ファンドの投資対象国において、税制の変更が行なわれた場合には、その影響により、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

ファンドの留意事項

(a)当ファンドが組入れる投資信託証券の基準価額

当ファンドが組入れる外国投資信託証券の基準価額は、当該ファンドの関係法人が当該国の組入有価証券等の価格評価基準などにに基づき算出されますが、当該株式等の価格の訂正により当ファンドが組入れる外国投資信託証券の基準価額も影響を受けることがあります。しかし、投資信託証券の基準価額が影響を受けた場合でも、当該国の法令等に基づき一定の基準内であれば訂正は行なわない場合もあり、当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。

(b)取得申込・解約申込の受付の中止・取消および制限

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込、解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込、解約申込の受付を取り消すことができます。なお、信託期間中のモーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所休業日または、インドのナショナル証券取引所休業日と同日の場合には、取得申込、解約申込の受付をいたしません。

(c)一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

一部解約代金の支払資金を手当するために当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや、大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては、当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額が大きく変動することとなり、当ファンドの基準価額も大きく変動する要因となります。また、当ファンドが投資する投資信託証券の組入有価証券の売却代金の回収が遅延し、当該投資信託証券の解約手続きが遅延した場合等、当ファンドで一時的に資金借入れを行ない解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

(d)資産規模に関わる留意点および信託の途中終了

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。その場合、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(e)法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(f)収益分配金に関する留意点

収益分配金は、決算毎に委託会社が経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するため分配額は決算毎に変動します。したがって、一定水準の収益分配が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合や、決算時点での基準価額的水準によっては、分配を行わない場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	ファンドの運用リスクに関する事項の分析を行ないます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産配分の状況やベンチマークからの乖離率、トラッキングエラー(ベンチマークの収益率からの乖離の散らばり具合)などの分析を行うほか、ファンド全体のリスク・リターンとファンドの商品性との整合性及び、発行体の信用状況のモニタリング等を行ないます。 ・ ファンド・オブ・ファンズについては、投資対象ファンドについて、同様な観点から、パフォーマンス、リスク状況の把握、管理に努めるほか、当該ファンドの運用会社について人事・組織等のチェックを行ないます。
管理部	投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行ないます。
コンプライアンス・オフィサー	法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。

コンプライアンス体制

コンプライアンス・オフィサーは、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00 ~ 17:00 (年末年始の半休日となる場合は 9:00 ~ 12:00)

お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)にお申込手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

換金時に、基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額の信託財産留保額が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197% (税抜 1.14%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。
- ・信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)			
合計	販売会社	委託会社	受託会社
1.197%	0.735%	0.4095%	0.0525%
(1.14%)	(0.70%)	(0.39%)	(0.05%)

括弧内は税抜です。

- ・信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および信託終了のときに、信託財産から支払います。
- ・なお、上記信託報酬の他、投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券では信託報酬、カスタディ手数料・管理報酬等(年率 0.80%)がかかります。また外国投資法人の設立時に弁護士費用が最大 US\$80,000 がかかりますが、この費用については当初 5 年間で償却いたします。更に監査報酬、法定費用、当該ファンドで行った有価証券売買時の売買委託手数料等もファンドから支弁いたします。(これらに限定されるものではありません)なお、申込手数料はかかりません。
- ・新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

委託者は、以下に定める諸費用の支払いを信託財産のために行なった場合には、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

委託者はまた、前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額に

かかわらず、見積率により計算された金額を諸費用とし、信託財産からその支弁を受けることもできます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

前項の場合において、以下に定める諸費用として規定する額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の10.5の見積率を上限として乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上し、信託報酬支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

- 1.信託財産に係る監査報酬および費用
- 2.信託財産に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 3.目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4.有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 5.運用報告書の作成、印刷ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 6.信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷、交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 7.この信託契約に係る受益者に対して行なう公告に係る費用

(5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金(注1参照)ならびに「一部解約時」および「償還時」の個別元本(注2参照)超過額については下記の通り課税されます。

個人受益者の場合

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配時	普通分配金に対して 10%の源泉徴収 (申告不要制度適用)	普通分配金に対して 20%の源泉徴収 (申告不要)
解約時 償還時	個別元本超過額に対して 10%の源泉徴収 (申告不要)	個別元本超過額に対して 20%の源泉徴収 (申告不要)

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

(注1)普通分配金と特別分配金

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

(注2)個別元本

各受益者の買付時の受益証券の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本となります。

イ)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、受益証券を保護預りとしない場合、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

ロ)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1)申込(販売)手続等

取得申込み手続き

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも申込みが可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所休業日

インドのナショナル証券取引所休業日

申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2通りがあります。

「分配金再投資コース」

・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

「分配金受取りコース」

お申込みの際に、販売会社との間で、保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行するため、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

申込手数料

お申込手数料につきましては、3.675%(税抜 3.50%)を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の「申込単位」の照会先にお問い合わせください。

取得申込の受付の中止、既に受け付けた取得申込の受付の取消

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができます。

(2) 換金(解約) 手続等

換金の請求

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後 3 時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行するため、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の

請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座の減少の記載または記録が行なわれます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所休業日

インドのナショナル証券取引所休業日

換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金単位

販売会社が定める単位を持って換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し 10%)を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱いをご参照ください。

支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

解約申込の受付の中止、既に受け付けた解約申込の受付の取消

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受け付けることができる日とします。)に解約の請求を受け付けたものとして取り扱います。

7【管理及び運営の概要】

(1)資産管理等の概要

資産の評価

1)基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

2)有価証券の評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ・証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

3) 基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00 ~ 17:00 (年末年始の半休となる場合は 9:00 ~ 12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

保管

「分配金再投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。

「分配金受取りコース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で、保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

信託期間

無期限とします(平成 18 年 12 月 27 日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

計算期間

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 19 年 12 月 10 日までとします。

その他

1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託者は、上記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 上記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 上記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ)の信託契約の解約をしません。

ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- へ)上記八)から上記ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記八)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- チ) 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- リ)上記チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述2)信託約款の変更規定二)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。
- ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述2) 信託約款の変更規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ル) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

2) 信託約款の変更

- イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ロ)委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ハ)上記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二)上記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ)の信託約款の変更をしません。

ホ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

へ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記イ)からホ)までの規定にしたがいます。

ト)委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ)委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更しようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記イ) からホ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記ロ)の書面の交付を原則として行いません。

3)異議の申立て

イ)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

ロ)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

ニ)委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4)償還金について

イ)償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。

ロ)償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

5)運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に販売会社より交付いたします。

6)関係法人との契約について

販売会社との「投資信託の受益証券の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(2)受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2)解約請求権

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

- (1)ファンドの運用は、受益証券の当初募集終了後平成18年12月27日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2)ファンドの会計監査は、監査法人トーマツにより行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書および特定計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3)委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところによります。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

- ・受益証券は原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料はありません。
- ・名義書換の手続きは毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替受益権となるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前述の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。

< 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

(2)保管

(3)信託期間

(4)計算期間

(5)その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ/分配金再投資可能

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券を主な投資対象とします。

なお、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) limited」は現在準備中です。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券については、見直しを行なうことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
新生・UTIインドファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金2,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金一兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項

および第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

<平成19年1月4日以降、第5条は以下の通り変更されます。>

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<平成19年1月4日以降、第6条は以下の通り変更されます。>

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については2,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかか

る受益権の口数を乗じた額とします。
この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式受益証券を発行します。
この信託のすべての受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、この信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわ

れたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

この信託のすべての受益権は、社振法に基づく投資信託振替制度へ移行するため、受益者は受益証券を保護預り契約にしたがって委託者の指定する証券会社および登録金融機関の保護預りとするものとし、受益証券の引き出しの請求は行なわないものとします。

<平成19年1月4日以降、第10条は以下の通り変更されます。>

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

<平成19年1月4日以降、第11条は以下の通り変更されます。>

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、

1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者は、社振法に基づく投資信託振替制度への移行の取り扱いを規定した別に定める保護預り約款および当該投資信託振替制度に移行した振替受益権の管理について定めた投資信託受益権振替決済口座管理約款にしたがって委託者の指定する証券会社または登録金融機関と契約を結んだものに限るものとします。前項の規定にかかわらず、取得申込日がモーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、第1項による受益証券の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第40条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益証券の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

<平成19年1月4日以降、第12条は以下の通り変更となります。>

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日がモーリシャスの銀行の休業日、インドのムンバイ証券取引所、またはインドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第40条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

<平成19年1月4日以降、第13条は以下の通り変更となり、また、第13条の2が追加されます。>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る

振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第35条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

<平成19年1月4日以降、第14条は削除されます。>

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<平成19年1月4日以降、第15条は削除されます。>

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

<平成19年1月4日以降、第16条は削除されます。>

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

<平成19年1月4日以降、第17条は削除されます。>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

<平成19年1月4日以降、第18条は削除されます。>

(受益証券の再交付の費用)

第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

<平成19年1月4日以降、第19条は削除されます。>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
- ニ. 金銭を信託する信託の受益権
この信託においては、前項イからニに掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主として次の第1号の外国投資法人の投資証券および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券ならびに次の第3号に掲げる有価証券に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券
2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マ

ザーファンド」の受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)
委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(兼営法第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)、第26条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行なうことができます。

前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格(気配値等を含みます。)等の適正な価格による取引であること
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること
3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること
前2項の取扱いは、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、

その指図を行ないます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)
第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代

金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価

証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年12月10日までとします。前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行

ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項に定める諸経費のほか、以下に定める諸費用(消費税等に相当する金額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 信託財産に係る監査報酬および費用
2. 信託財産に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷ならびに監督官庁への届出等に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷ならびに監督官庁への届出等に係る費用
6. 信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷、交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
7. この信託契約に係る受益者に対して行なう公告に係る費用

委託者が前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行った場合には、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。委託者はまた、前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、見積率により計算された金額を諸費用とし、信託財産からその支弁を受けることもできます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。前項の場合において、第2項に定める諸費用として規定する額は、信託財産の純資産総

額に年10,000分の10.5の見積率を上限として乗じて得た額とし、第35条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、第38条第2項に規定する信託報酬支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定め

ます。第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払

います。前項の規定にかかわらず、別に定める契約

に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

<平成19年1月4日以降、第40条は以下の通り変更となります。>

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末

日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されず。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。

一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除く。)に規定する収益分

配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(受益証券の保護預り等)

第41条 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとし、

委託者の指定する証券会社は、原則として、第10条の規定により発行された受益証券(前項に掲げる受益証券を除きます。)を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとし、

<平成19年1月4日以降、第41条は削除され、>

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<平成19年1月4日以降、第42条は以下の通り変更となります。>

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日の前営業日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日の前営業日までに、一

部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<平成19年1月4日以降、第43条は以下の通り変更となります。>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、モーリシャスの銀行の休業日、インドのムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項より一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<平成19年1月4日以降、第44条は以下の通り変更となり第44条の2が追加されます。>

(信託の一部解約)

第44条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該

口数の減少の記載または記録が行なわれません。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項より一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者

の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

<平成19年1月4日以降、第51条は以下の通り変更されます。>

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めらる。

(付則)

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および

登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

<平成19年1月4日以降、付則第1条は以下の通り変更されます。>

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<平成19年1月4日以降、付則第2条は以下の通り変更されます。>

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<平成19年1月4日以降、付則第3条は追加されます。>

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合に

は、なおその効力を有するものとします。

信託契約締結日 平成18年12月27日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

受託者 住友信託銀行株式会社

【信託用語集】

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。計算期間が6ヵ月未満の場合には、6ヵ月ごとに運用報告書が作成されます。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主は、その投資法人の株主になり、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が証券会社など販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよべれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益証券の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託における当該投資信託の保有者である受益者の受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。

【信託用語集】

信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は投資信託会社（委託者）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 (目論見書)	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。証券取引法では、投資信託会社に対し目論見書の作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンがどれだけ振れたのかを示す指標です。
分配金再投資 (累積投資)	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。収益分配金を再投資するか（分配金再投資コース）、収益分配金を受け取ることとするか（分配金受取りコース）については、投資家が投資信託の取得申込時に選択します。ただし、分配金再投資専用に行っている投資信託や、分配金再投資の取扱いを行わないこととしている投資信託もあります。分配金再投資とする場合は、投資家と販売会社とで分配金再投資に関する取決めを行います。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析から企業の将来性を判断し、投資判断を行う運用手法です。

投資信託説明書
[請求目論見書]
2006.12

新生・UTIインドファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 分配金再投資可能

設定・運用は
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月16日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月2日にその効力が発生しております。
2. 「新生・UTIインドファンド」の、投資対象とする投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建て証券は為替リスクがあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に実質的に投資をするインド株式の価格変動は、先進諸国の株式の値動きに比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与え、損失を被ることがあります。したがって、元本は保証されておられません。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

請求目論見書 目次

第 1	【ファンドの沿革】	1 頁
第 2	【手続等】	1 頁
	(1) 【申込（販売）手続等】	
	(2) 【換金（解約）手続等】	
第 3	【管理及び運営】	4 頁
1	【資産管理等の概要】	
	(1) 【資産の評価】	
	(2) 【保管】	
	(3) 【信託期間】	
	(4) 【計算期間】	
	(5) 【その他】	
2	【受益者の権利等】	
第 4	【ファンドの経理状況】	10 頁
第 5	【設定及び解約の実績】	10 頁

第1【ファンドの沿革】

平成 18 年 12 月 27 日ファンドの信託契約締結、運用開始(予定)

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

取得申込み手続

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも申込みが可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所休業日

インドのナショナル証券取引所休業日

申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00～17:00(年末年始の半休日となる場合は9:00～12:00)

コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2通りがあります。

「分配金再投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

「分配金受取りコース」

お申込みの際に、販売会社との間で、保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

申込手数料

お申込手数料につきましては、3.675%(税抜3.50%)を上限として販売会社が定めるものとします。販売会社ないしは委託会社の「申込単位」の照会先にお問い合わせください。

取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を

含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

換金の請求

- ・販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所休業日

インドのナショナル証券取引所休業日

換金制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金単位

販売会社が定める単位を持って換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%)を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

解約申込の受付の中止、既に受け付けた解約申込の受付の取消

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受け付けることができる日とします。)に解約の請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1)基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下

「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

2) 有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ・ 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- ・ モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。
- ・ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

3) 基準価額の算出頻度と公表

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・ 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5530

委託会社の営業日 9:00 ~ 17:00 (年末年始の半休となる場合は 9:00 ~ 12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2) 【保管】

「分配金再投資コース」

- ・ お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

・受益証券は、すべて保護預りとなります。

「分配金受取りコース」

お申込みの際に、販売会社との間で、保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成18年12月27日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日より平成19年12月10日までとします。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、上記1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1)の信託契約の解約をしません。

5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 上記3)から上記5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

8) 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

9) 上記8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述信託約款の変更規定4)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述信託約款の変更規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

11) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した

書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定にしたがいます。
- 7) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 8) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記1)から5)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。
- 4) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、受益証券の当初募集期間終了後の平成 18 年 12 月 27 日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、監査法人トーマツにより行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書および特定計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところによります。

第5【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

